

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月15日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成26年1月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 幸雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区原町三丁目61番地
【電話番号】	03(5286)6231
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区原町三丁目61番地
【電話番号】	03(5286)6231
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 連結累計期間	第14期 第1四半期 連結累計期間	第13期
会計期間	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日
売上高 (千円)	28,796	15,018	105,769
経常損失 () (千円)	162,704	189,089	581,921
四半期(当期)純損失 () (千円)	163,007	189,607	584,588
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	145,289	200,349	489,516
純資産額 (千円)	589,812	3,204,285	2,536,302
総資産額 (千円)	874,356	3,950,817	2,784,627
1株当たり四半期(当期)純損失 金額 () (円)	24.16	22.28	81.75
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.5	80.9	90.9

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間に、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

(1) 当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更はありません。

(2) 当社グループが将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他の提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、当社新株予約権の発行及び行使による資金調達並びに全社的な支出抑制の実施により、前連結会計年度末の手元資金（現金及び預金）残高は2,688,727千円となり、財務基盤については大幅な改善を実現しております。一方で事業面におきましては細胞シート再生医療事業の重要課題である細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っておりません。以上のことから、当社グループは当四半期連結会計期間において、引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載は実施しておりませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社グループは当該状況の解消を図るべく、引き続き以下の施策に取り組んでおります。

細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目的とした事業提携の実現

当社グループは、引き続き特定の相手方と守秘義務契約を締結して事業提携交渉を進めております。当四半期連結会計期間までに具体化したものはございませんでしたが、当社グループはこれらの交渉を通じた事業提携の実現を当該状況の解消を図る上での最優先課題と位置付けて引き続き推進していく所存です。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、当社が新たに締結を行った経営上の重要な契約は、以下の通りであります。

契約相手	契約書名	契約内容	契約期間
株式会社ウィズ・パートナーズ	投資契約書	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（新株予約権の総数20個）及び第12回新株予約権（325個）をウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合を割当先として発行する。	平成26年3月4日からウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合又は株式会社ウィズ・パートナーズが第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第12回新株予約権、又は新株予約権を行使することによって取得した株式を保有しなくなったときまで。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済政策と金融緩和策の効果から円安・株高が進行し、全体的には、緩やかな回復基調で推移しました。企業収益は徐々に改善の方向に向かいはじめ、雇用状況も順調に量的拡大をみせはじめはいるものの、一方で消費税等の影響が懸念されるなど、その先行きは不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く先端医療・再生医療分野におきましては、平成26年3月4日から3月6日に第13回日本再生医療学会総会が開催され、再生医療に関わる様々な発表・提言が行われました。

以上のような環境の下、当社グループは再生医療支援事業及び細胞シート再生医療事業における活動を推進いたしました。また資金調達活動として平成26年3月20日に、次世代細胞シート再生医療パイプライン（他家軟骨再生シートなど）及び先端的シーズの研究開発、細胞シート再生医療第1号製品の事業化推進などへの資金充当を目的とした第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第12回新株予約権の発行を実施いたしました。

上述のような活動の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は15,018千円（前年同四半期比13,778千円の減少）、営業損失は176,844千円（前年同四半期比59,892千円の増加）、経常損失は189,089千円（前年同四半期比26,384千円の増加）、四半期純損失は189,607千円（前年同四半期比26,600千円の増加）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

再生医療支援事業

再生医療支援事業では、温度応答性細胞培養器材に関する共同研究開発活動に取り組みました。また第13回日本再生医療学会総会（平成26年3月4日から3月6日、国立京都国際会館）の付設展示会に当社ブースを出展等、当社器材製品の積極的な販売促進活動にも取り組みました。一方で受注状況といたしましては、前年同四半期に大口先から受けていた発注が、当期は第2四半期以降に見込まれることなどから売上高は前年同四半期より減少いたしました。

以上のような活動の結果、売上高は15,018千円（前年同四半期比13,778千円の減少）営業損失は19,176千円（前年同四半期比22,791千円の増加）となりました。

細胞シート再生医療事業

細胞シート再生医療事業では、複数の細胞シート再生医療医薬品パイプラインに関する研究開発を推進しております。

当社は「事業提携」の実現により、細胞シート再生医療第1号製品の事業化を図ることを中期経営計画の第1の柱としており、その実現のため前期に引き続き特定の相手方と交渉を推進いたしました。また中期経営計画の第2の柱として定めた、中長期的な企業価値成長を目指した「戦略分野への先行投資」の実現のため、平成26年3月20日に次世代細胞シート再生医療パイプライン（他家軟骨再生シートなど）及び先端的シーズの研究開発、細胞シート再生医療第1号製品の事業化推進などへの資金充当を目的とした第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第12回新株予約権の発行を実施し、必要資金の獲得を推進いたしました。

以上のような活動の結果、営業損失は101,414千円（前年同四半期比33,971千円の増加）となりました。（当該事業は現在事業化準備段階にありますので、売上高計上には至っておりません。）

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,165,609千円増加し、3,913,298千円となりました。これは主に、新株予約権の行使を通じた新株の発行などにより現金及び預金が1,177,896千円増加したことなどによります。

当第1四半期連結会計期間末の固定資産は、前連結会計年度末に比べて580千円増加し、37,519千円となりました。これは主に、有形固定資産の購入などによるものです。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて1,166,190千円増加し、3,950,817千円となりました。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は、前連結会計年度末に比べて1,792千円減少し、246,532千円となりました。これは主に、賞与引当金が8,027千円、前受金が4,536千円、未払金が1,707千円それぞれ増加し、未払法人税が12,550千円減少したことなどによります。

当第1四半期連結会計期間末の固定負債は、前連結会計年度末と比べて500,000千円増加し、500,000千円となりました。これは、平成26年3月20日に発行した無担保転換社債型新株予約権付社債によるものです。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べて498,207千円増加し、746,532千円となりました。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べて667,983千円増加し、3,204,285千円となりました。これは主に、新株予約権の行使を通じて新株を発行したことにより資本金が432,658千円及び資本準備金が432,658千円それぞれ増加した一方で、四半期純損失189,607千円を計上したことなどによります。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループが支出した研究開発費の総額は81,155千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

(4) 継続企業の前提に関する事項について

当社グループは、当社新株予約権の発行及び行使による資金調達並びに全社的な支出抑制の実施により、前連結会計年度末の手元資金（現金及び預金）残高は2,688,727千円となり、財務基盤については大幅な改善を実現しております。一方で事業面におきましては細胞シート再生医療事業の重要課題である細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化の道程を示すまでには至っておりません。以上のことから、当社グループは当四半期連結会計期間において、引き続き継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載は実施しておりませんが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

当社グループは当該状況の解消を図るべく、引き続き以下の施策に取り組んでおります。

細胞シート再生医療第1号製品の早期事業化を目的とした事業提携の実現

当社グループは、引き続き特定の相手方と守秘義務契約を締結して事業提携交渉を進めております。当四半期連結会計期間までに具体化したものはございませんでしたが、当社グループはこれらの交渉を通じた事業提携の実現を当該状況の解消を図る上での最優先課題と位置付けて引き続き推進していく所存です。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,300,000
計	15,300,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年5月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,674,419	8,674,419	東京証券取引所JAS DAQグロース	完全議決権株式であり権利 内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式で あります。 なお、単元株式数は100株 であります。
計	8,674,419	8,674,419	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成26年3月4日
新株予約権の数(個)	20個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	386,398(注)1
新株予約権行使時の払込金額(円)	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月20日 至 平成30年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,294円(注)2 資本組入額 647円(注)3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(転換価額調整事由が発生した場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。
ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、次号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(1)転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)
調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

下記第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (2) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (4) 上記第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に
当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 上記により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注) 2 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本新株予約権の目的となる株式の総数で除した額とする。

(注) 3 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。
第12回新株予約権

決議年月日	平成26年3月4日
新株予約権の数(個)	352個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,760,000(注)1
新株予約権行使時の払込金額(円)	1,294円(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成26年3月20日 至 平成30年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,299.30円(注)3 資本組入額 649.65円(注)4
新株予約権の行使の条件	(1)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (2)本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 (1)本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数(以下、「交付株式数」という。)は、5,000株とする。)

ただし、下記第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2)当社が(注)2欄の規定に従って、行使価額(同欄に定義)調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後 交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記(注)2欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(3)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記(注)2欄による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注)2(1)本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は下記第(2)号の定めるところに従い調整されるものとする。

(2)行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第12項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(3)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(5)項 号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。))の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

下記第(5) 号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。))する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本項 号乃至 号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、無償割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(6)上記(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下、同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)第(2)項乃至第(6)項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(注)3 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、前記(注)2欄記載の行使価額とする。

(注)4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第1四半期会計期間において行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係わる新株予約権が以下のとおり行使されました。

	第1四半期会計期間 (平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	505
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	505,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	1,701
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	859
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	1,400
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,400,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	1,837.4
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	2,572

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年1月1日～ 平成26年3月31日 (注)	505,000	8,674,419	432,658	5,310,466	432,658	5,290,466

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	81,652	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,165,200	-	-
単元未満株式	普通株式 4,119	-	-
発行済株式総数	8,169,419	-	-
総株主の議決権	-	81,652	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式27株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社セルシード	東京都新宿区原町三丁目61番地	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

(注) 当社は、自己株式のうち、単元未満の自己株式を27株所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,688,727	3,866,623
売掛金	9,959	11,193
商品及び製品	7,913	11,004
仕掛品	6,885	2,377
原材料	388	337
前払費用	21,602	13,451
その他	12,212	8,310
流動資産合計	2,747,688	3,913,298
固定資産		
有形固定資産	-	1,257
無形固定資産	-	165
投資その他の資産	36,938	36,095
固定資産合計	36,938	37,519
資産合計	2,784,627	3,950,817
負債の部		
流動負債		
買掛金	867	835
未払金	50,999	52,707
未払法人税等	19,719	7,169
賞与引当金	-	8,027
前受金	160,021	164,558
その他	16,716	13,234
流動負債合計	248,324	246,532
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	500,000
固定負債合計	-	500,000
負債合計	248,324	746,532
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,877,807	5,310,466
資本剰余金	4,857,807	5,290,466
利益剰余金	7,289,024	7,478,632
自己株式	201	201
株主資本合計	2,446,390	3,122,100
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	83,599	72,857
その他の包括利益累計額合計	83,599	72,857
新株予約権	6,312	9,328
純資産合計	2,536,302	3,204,285
負債純資産合計	2,784,627	3,950,817

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
売上高	28,796	15,018
売上原価	16,860	13,400
売上総利益	11,936	1,618
販売費及び一般管理費		
研究開発費	54,521	81,155
その他	74,366	97,306
販売費及び一般管理費合計	128,888	178,462
営業損失()	116,951	176,844
営業外収益		
受取利息	23	236
為替差益	-	407
その他	574	285
営業外収益合計	598	929
営業外費用		
為替差損	17,086	-
株式交付費	2,252	5,070
支払手数料	27,012	7,893
その他	-	211
営業外費用合計	46,351	13,175
経常損失()	162,704	189,089
税金等調整前四半期純損失()	162,704	189,089
法人税、住民税及び事業税	302	518
法人税等合計	302	518
少数株主損益調整前四半期純損失()	163,007	189,607
四半期純損失()	163,007	189,607

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	163,007	189,607
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	17,718	10,741
その他の包括利益合計	17,718	10,741
四半期包括利益	145,289	200,349
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	145,289	200,349
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 3 月31 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年 3 月31 日)
減価償却費	301千円	180千円

(株主資本等関係)

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 3 月31 日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第 1 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 1 四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は平成25年 1 月 9 日から平成25年 2 月 1 日にかけて、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社から第 9 回新株予約権の行使による払込みを受けました。この結果、当第 1 四半期連結会計期間において資本金が321,832千円、資本準備金が321,832千円増加し、当第 1 四半期会計期間末において資本金が3,735,528千円、資本準備金が3,715,528千円となっております。

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年 3 月31 日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第 1 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 1 四半期連結会計期間の
末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は平成26年 1 月30日から平成26年 1 月31日にかけて、UBS AG London Branchから第11回新株予約権の行使による払込を受けました。この結果、当第 1 四半期連結会計期間において資本金が432,658千円、資本準備金が432,658千円増加し、資本金が5,310,466千円、資本準備金が5,290,466千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント(注)1			調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	28,796	-	28,796	-	28,796
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	28,796	-	28,796	-	28,796
セグメント利益又は損失()	3,615	67,443	63,828	53,123	116,951

(注)1 再生医療支援事業は既に製品を販売して売上高を計上しておりますが、細胞シート再生医療事業は現在、事業化準備段階にありますので、売上高計上には至っておりません。

2 セグメント損失の調整額 53,123千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

3 セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント(注)1			調整額 (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額(注)3
	再生医療支援 事業	細胞シート再 生医療事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	15,018	-	15,018	-	15,018
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	15,018	-	15,018	-	15,018
セグメント損失()	19,176	101,414	120,591	56,253	176,844

(注)1 再生医療支援事業は既に製品を販売して売上高を計上しておりますが、細胞シート再生医療事業は現在、事業化準備段階にありますので、売上高計上には至っておりません。

2 セグメント損失の調整額 56,253千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に親会社本社の管理部門に係る費用であります。

3 セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	24円16銭	22円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額() (千円)	163,007	189,607
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額() (千円)	163,007	189,607
普通株式の期中平均株式数 (千株)	6,745	8,508
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年5月13日

株式会社 セルシード

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 雅 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。